

草木が生い茂っていませんか

心掛けよう

空き地の適正な管理

このところ市内の私有地で草木が生い茂り、近隣から除草などに関する苦情が数多く寄せられています。私有地は、所有者の責任で管理することになっています。

除草などの管理を

所有者や管理者は、近隣に迷惑が掛からないよう細心の注意を払い、定期的な除草や枝切り、刈り取り後の草木の処分など、

年間を通じて適正な管理を心掛けてみましょう。

土地を管理しないと

- 伸びた草や枝木が隣地に入り、種子が飛ぶなど、近隣に迷惑を掛けてしまいます。
- 草を刈らずにそのまま枯らすと、火災の危険があります。
- ごみの不法投棄場所にされてしまうことがあります。
- 害虫などが発生し、近隣に迷惑を掛けてしまいます。
- 道路の見通しが悪くなり、交通の妨げとなり非常に危険です。

問い合わせ先

環境課環境政策班

☎ 62・5328

農地を貸したい人を募集します

農地中間管理事業

規模拡大したい担い手に貸し付ける、農業振興地域内の農地を探しています。

「農業からのリタイアを考えている」「相続した農地の管理に困っている」

「水田をやめて畑に専念したい」など、貸したい農地がある人は相談してください。



事業の仕組み

担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地を解消するため、農地を貸したい人と借りたい人の中間的な受け皿となる、農地中間管理機構が指定され、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進めています。千葉県では「公益社団法人千葉県園芸協会」がこの指定を受け、事業を実施しています。

貸し付ける場合

貸したい農地がある人は、農地のある市町村か、公益社団法人

千葉県園芸協会に相談してください。農地の受け手を探し、賃料の徴収、支払いを行います。一定の要件が満たされた場合は、市に申請することで協力金の交付を受けることができます。農業振興区域外の土地や再生不能な農地など、借り受けの対象にならない場合もあります。

申し込み・問い合わせ先

公益社団法人千葉県園芸協会
農地部
☎ 043・223・3011
市農水産課基盤整備班
☎ 68・1173

農地中間管理事業のイメージ

